

正本

自治紛争処理委員平成23年1号

農用地利用計画変更不同意審査申出事件

申出人 我孫子市長

相手方 千葉県知事

準備書面(1)

平成23年9月14日

自治紛争処理委員 御中

相手方代理人 弁護士

古屋 紘昭



相手方指定代理人

寺内 敏一



同

岩崎



同

黒田



同

井久保



同

平松 重伸



同

伊藤 洋



同

酒井 徳生



都市計画法に基づく区域区分の設定に係る事務処理手順と都市計画基礎調査について

(1) 昭和44、45年当時、千葉県では、市街化区域の設定に関する都市計画の決定について、「市街化区域選定フローチャート・スケジュール表（千葉県）」（乙第19号証の4）のとおり事務を進めていた。

すなわち、都市計画法に基づく区域区分の設定（市街化区域と市街化調整区域の線引き）に関する事務の主務課は計画課であるが、まず、同課で建設省から示される選定基準を検討し、市町村とのヒアリングや人口計画などを基にして「標準案」を作成し、この案について建設省と協議したうえで「計画案」を作成する。一方、市町村では市町村の都市計画担当課が都市計画基礎調査の結果などを踏まえて「市町村担当課案」を作成する。そして、この「計画案」と「市町村担当課案」の二つの案を調整して「原案」を作成する。この間、千葉県の農林部局には選定基準及び整備開発保全方針（いわゆる基本方針）の説明がなされるのみで、この際には具体的な協議調整は行われない。

つぎに、計画課と市町村の担当課で調整した「原案」について、計画課が県庁内の関係部局と協議調整し「県案」を作成するとともに、市町村の担当課は当該市町村内の関係部局と協議調整して「市町村案」を作成する。

この「県案」作成に当たって、県の農林部局と具体的な農林漁業関係の協議調整が行われることになる。

そして、「県案」と「市町村案」を調整して「決定案」が作成され、その後公聴会や都市計画審議会を経たうえで建設大臣の認可を受けて正式に区域区分に関する都市計画が決定される。

(2) ところで、都市計画法6条に基づく都市計画に関する基礎調査（以下「都市計画基礎調査」という。）は、人口規模、就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量などに関する現況及び将来の見通しについての調査であって（都市計画法6条1項）、主に都市計画に関する基本的方向性や今後の方針（マスタープラン）の策定並びに将来の都市計画の見直し、変更（乙第22号証）のために行われる調査である。

そして、都市計画基礎調査は、都市計画に関する事務の主務課である都市計

画担当課（当時は計画課）が市町村の協力のもと実施しているものであり、線引きに関する都市計画と農林漁業関係との協議調整は、都市計画基礎調査の結果に基づき行われるものでもないので、同調査の実施にあたっては県の農林部局は一切関与していない。

以上